

東京都による農畜産物中の放射性物質検査(第 92 報) について

福島第一原子力発電所の事故を受け、都は第 92 回目の農畜産物の検査を行いましたので、お知らせします。

1 検査内容及び結果

(1) 検査実施機関

- ・東京都農林総合研究センター

(2) 検査対象品目

- ・八王子市で生産された豚肉 1 検体

(3) 検査結果（詳細は別紙）

検査した結果、すべての検体が基準値を下回りました。

2 今後の対応

都は、今後とも関係機関と連携し、都内産農林水産物等の放射性物質検査を実施していきます。

※ これまでの検査結果については、産業労働局のホームページをご覧ください。

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/whats-new/nousanbutu.html>

《問い合わせ先》

○都内産農林水産物の放射能検査に関すること

産業労働局農林水産部

(農畜産物) 平野

電話：03-5320-4838

内線：37-320

都内産農畜産物(第92報)の放射性物質検査結果

別紙

品 目		生産地	採取日	検査機関	検査結果【放射能濃度 (Bq/kg)】	
					セシウム-134	セシウム-137
1	豚肉	八王子市	平成25年 3月14日	東京都農林総合研究センター	ND(< 5)	ND(< 6)

※ 農林水産物の放射性セシウムの基準値はセシウム-134と137の合計で100Bq/kg、放射性ヨウ素は半減期が短いため基準値の設定はなし

※ 「ND」とは、検査機関の分析による検出限界値未満を示す